

企業主導型保育事業における病児保育事業 及び一時預かり事業に関する確認事項

はじめに

設置・運営に関する基準

「企業主導型保育事業助成要領」において、

○病児保育加算

「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日付け雇児発0717第12号）」に定める基準に準じ、保育を必要とする乳児、幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学生であって、疾病にかかっているものについて、保育を行う事業を行った場合に加算を行う。

○預かりサービス加算

「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号）」に定める基準に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児又は幼児について、施設において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を行った場合に加算する。

と規定しています。

そのため、企業主導型保育施設で病児保育事業・一時預かり事業を実施する場合は、「病児保育事業実施要綱」「一時預かり事業実施要綱」の基準に沿って設置、運営していただく必要があります。

また、各地方自治体には「病児保育事業」の設置・運営に関する基準があるため、企業主導型保育施設を設置した地方自治体の基準を満たしていただく必要があります。

さらに、「令和2年度助成申請、運営にあたっての留意事項」記載の「病児保育」「一時預かり」の項目のとおり、企業主導型保育事業の基準にも適合する必要があります。

ポイント

企業主導型保育事業において病児保育事業・一時預かり事業を実施する場合、「地方自治体の基準」と「企業主導型保育事業の基準」の、どちらも満たす必要があります。

病児保育事業について

企業主導型保育事業の基準① 〔設置編〕

病児保育事業の事業類型

企業主導型保育事業の病児保育事業には、①病児対応型、②病後児対応型、③体調不良児対応型の事業類型があります。

病児保育事業

①病児対応型

②病後児対応型

③体調不良児対応型

事業類型により、実施の要件となる「実施場所」や「職員の配置」などに違いがあります。ここでは、設置の要件についてまとめます。

①病児対応型の病児保育事業の設置の要件

病児対応型は、児童が病気の「回復期に至らない」場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該**児童等を専用の部屋で一時的に保育する事業**です。

実施場所

- ・ **保育室**及び児童の静養又は隔離の機能を持つ**観察室又は安静室を有すること**。
- ・ 調理室*を有すること（本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない）。
- ・ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

*通常保育の定員が19名以下の場合は調理設備に代えることが可能

②病後児対応型の病児保育事業の設置の要件

病後児対応型は、児童が病気の「回復期」であり、かつ、当面集団保育が困難な期間において、当該児童等を専用の部屋で一時的に保育する事業です。

実施場所

- ・保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
- ・調理室*を有すること（本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない）。
- ・事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

*通常保育の定員が19名以下の場合は調理設備に代えることが可能

例えば、「病児対応型」と「病後児対応型」を実施する時には

- 病児対応型 : ①病児保育室 + ②病児安静室等
- 病後児対応型 : ③病後児保育室 + ④病後児安静室等

の、最低4部屋が必要になります。

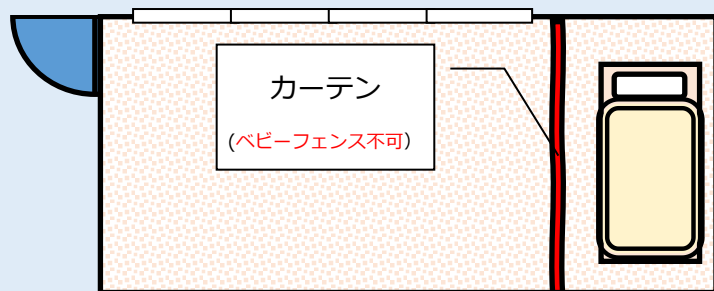
また、「保育室」は面積基準があります。この場合、病児保育事業のみの定員区分による面積基準が適用されます。一般的には「2歳未満：3.3㎡以上/人」「2歳以上：1.98㎡以上/人」で設置されています。なお、病児保育事業のみで定員20名以上で運営される施設については、以下の「定員20名以上」の面積基準が適用されます。

	乳児・1歳児	2歳児以上
定員19名以下	3.3㎡以上/人	1.98㎡以上/人
定員20名以上	乳児室 : 1.65㎡以上/人 ほふく室 : 3.3㎡以上/人	

この面積基準は他の基準同様「有効面積」で考える必要があります。例えば本棚やロッカーなどを設置した場合は、その分の面積を含めずに計算する必要があります。

企業主導型保育事業としては「観察室または安静室」は面積基準を設けていません。児童が安静に過ごす部屋であるため、児童が横になり保育従事者の付き添いが可能なスペースの確保が必要になります（地方自治体ごとに基準が異なりますのでご確認ください）。

企業主導型保育事業において「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）」を実施する場合、「定員 1 名」での設置をされているケースも多くみられます。前ページ記載のような「病児保育室」「病児安静室」の 2 室が設置できない場合、定員 1 名での運営を行う場合に限り、保育室を区切って安静にできるスペースが用意できることを条件に、1 部屋での設置を認めています。



定員 1 名の場合、左図のように、病児保育室の一角を飛沫感染が防げるようにカーテンなどで区切って安静にできるスペースが確保できるのであれば、一室のみの設置を認めています。なお、地方自治体が認めていない場合は、この方法の設置は出来ません。

③ **体調不良児対応型**の病児保育事業の設置の要件

体調不良児対応型は、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、緊急的な対応を図る事業及び通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業です。

実施場所

- ・ 医務室、事務室の余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保される場所とすること。
- ・ 他の健康な児童が感染しないよう、実施場所と保育室・遊戯室の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。

体調不良児対応型は専用の「体調不良児室」を設置することも可能ですが、「病児対応型」「病後児対応型」と異なり、必ずしも「専用の部屋」を必要とはしません。

定員 20 名以上の施設では医務室の設置が必要ですが、その医務室で実施することや、事務室内に医務スペースが設置されている場合、その場所での実施も可能です。この場合、**整備費の「病児保育スペース加算」の対象外**となります。

なお、企業主導型保育事業では「保育室・遊戯室・乳児室・ほふく室」内に余裕スペースがあったとしても、「児童の安静の確保」が困難であることから、その場所での体調不良児対応型の実施は認めていません。

企業主導型保育施設における病児保育事業の「駆けつけ」の考え方 (設置編)

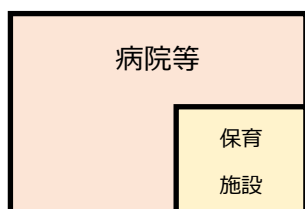
「病児保育事業実施要綱」において

近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられるなどの
迅速な対応が可能であれば、常駐を要件としない。

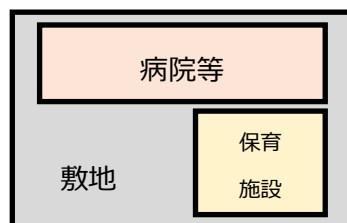
と規定しています。

企業主導型保育事業で認めている「駆けつけ」が可能な設置は以下の場合のうち、
「すぐに駆けつけが出来るもの」に限定しています。

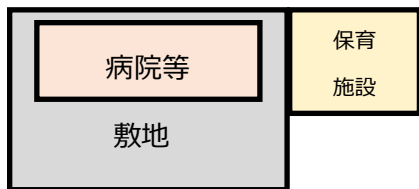
①病院等内に設置されている



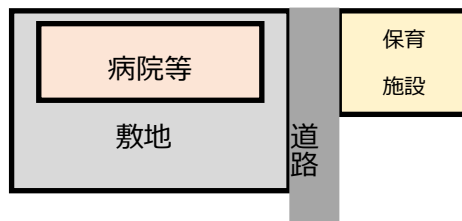
②病院等と同一敷地に設置されている



③病院等に隣接して設置されている



④病院等と道一本隔てて設置されている

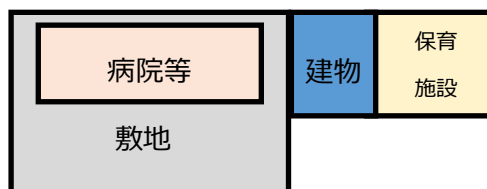


一方、「駆けつけの**対象外**」となるのは以下のような場合等です。

①自宅からの駆けつけ



②病院等に隣接して設置されていない



なお、病院等に該当する施設は以下のとおりです。

医療機関 ・ 介護施設 ・ 保健施設

上記に該当しない「法人本部」や「他の保育施設」などからの駆けつけは**対象外**です。

「令和２年度 助成申請、運営にあたっての留意事項」より

(2020年7月1日改正版)

〔125〕病児保育加算を受けるための要件を教えてください。

子ども・子育て支援新制度HP (<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>) に掲載されている「病児保育事業の実施について」に定められている要件を満たしてください。

〔126〕施設整備費の「病児保育加算」を申請する場合、病児保育事業の実施についていつから実施するか具体化していない場合でも、加算申請できますか。

必ずしも、企業主導型保育施設の設置のタイミングで病児保育事業を開始する必要はありませんが、いつから実施するかについて全く具体的な計画がたっていない状態では助成の申請はできません。

〔127〕病児保育事業を実施する場合、通常保育を利用する児童への感染防止の観点から、病児保育事業を利用する児童と、通常保育を利用する児童の保育室は、別にする必要がありますか。

別にする必要があります。

〔128〕病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）を利用する児童が、保育所の玄関口（エントランス）から入る際の対応ですが、通常保育を利用する児童と入り口を別に設ける必要はありますか。

通常保育の利用児童への感染防止の観点から、可能であるならば、別にしていただくことが望ましいです。保育所職員、保育所を利用している親子に感染する可能性がありますので、安心・安全な保育の場の提供者として、利用する方の目線で極力感染を防ぐといった対応に配慮してください。

また、病児保育事業を利用している児童と保育所を利用している児童が接触しないような環境にしていただくことで、他児への感染の可能性が低くなり、安心・安全な保育の場の提供が図られます。仮に困難な場合であっても、空気清浄機を設置するなど、感染の防止に配慮していただきたいと思います。

〔129〕病児保育事業と通常保育の利用児童は、トイレも別にする必要がありますか。

感染防止の観点から、可能であるならば、別々にすることが望ましいです。

〔130〕病児保育を実施する部屋と通常保育を実施する部屋はどのように隔てるべきでしょうか。保育室内をベビーフェンス等で区切ってスペースを設けても良いでしょうか。

病児保育事業は、それ自体が独立した事業ですので、既存の保育室内で実施することは出来ず、付設される専用スペースや専用施設で実施することとなります。

また、病児保育を利用している児童と通常保育を利用している児童が接触しないような環境を作ることで感染の可能性が低くなり、安心・安全な保育の提供が図られますので、他児への感染防止の観点から、病児保育を実施する部屋と通常保育を実施する部屋については、天井から床まで繋がった壁で隔てるのが望ましいです。仮に困難な場合であっても、空気清浄機を設置するなど、感染の防止に配慮していただきたいと思います。

〔131〕病児対応型、病後児対応型、体調不良児型の3つの事業を実施する場合の実施する部屋はどのように考えればよろしいでしょうか。

それぞれの事業を実施する場合、実施する部屋については、病児対応型、病後児対応型についてはそれぞれ、「保育室」及び「児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室」を設ける必要があります。体調不良児対応型については、児童の安静が確保されている場所を設けることが必要です。

また、「病児」は回復期に至っていない児童、「病後児」は回復期にある児童、「体調不良児」は保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であるなど、それぞれ病状が異なるため、病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、十分に留意する必要があります。



病児保育事業について

企業主導型保育事業の基準② 〔運営編〕

病児保育事業の職員配置

① 病児対応型・病後児対応型の職員配置の要件

- ・ **看護師等***を利用児童おおむね10人につき**1名以上配置**すること。
- ・ **保育士****を利用児童おおむね3人につき**1名以上配置**すること。
- ・ 看護師等*及び保育士**の2名以上の体制で行うこと。



- ・ **看護師等*及び保育士****の職員の配置は、**常駐を原則**とする。

ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から看護師等*および保育士**が駆けつけられるなどの迅速な対応が可能であれば、常駐を要件としない。

② 体調不良児対応型の職員配置の要件

- ・ **看護師等***を**1名以上**配置し、預かる体調不良児の人数は、**看護師等*1名に対して2名程度**とすること。
- ・ 本事業を担当する看護師等*は、実施保育所等における児童全体の健康管理、衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。
- ・ 本事業を行う**看護師等***は、体調不良児がいない場合であっても**常駐が必要**。

ポイント

*看護師等とは…看護師・准看護師・保健師・助産師を指します。（医師は対象外です）

**看護師等による「みなし保育士」は認めていません（看護師等2名のみの配置は不可）

職員配置の常勤換算

「病児保育事業実施要綱」において、

本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること

と規定しており、**利用児童がいない場合でも勤務する必要があります**。そのため、企業主導型保育事業において「病児保育事業」を実施する場合、以下の職員配置を行う必要があります。

	常勤換算
看護師等	1.0人以上
保育士	児童の受入れを行った時間帯に必要な配置人数以上

「常勤職員」は「1.0」となります。残業時間は勤務時間に含めず、有給休暇等は勤務時間に含めて計算します。一方、仮に雇用形態が「常勤職員」であったとしても、病児保育事業以外の業務に従事した場合は、勤務時間から除き、「非常勤職員」として常勤換算で算出した数で申請してください。

「非常勤職員」の場合は「常勤換算」の計算が必要です。「常勤換算」とは、「非常勤職員の勤務時間の合計を常勤職員の勤務時間に換算」して計算した数のことです。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{非常勤職員の1か月の勤務時間の合計}}{\text{保育施設の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間}}$$

※小数点第二位を四捨五入

看護師等は常に「常勤換算1人以上」の配置が必要ですので、看護師等が非常勤職員の場合は複数人を配置することで「常勤換算1人」を満たす必要があります。また、病児対応型・病後児対応型については**「週40時間」の開所が必要**ですので、施設の就業規則によっては、仮に常勤換算「1.0」の配置があつた場合でも、配置基準を満たさないことがあります。

※利用児童がいない時間帯などに、「病児保育事業以外の補助業務」に従事することは可能です。詳しくは「企業主導型保育施設における病児保育事業の「駆けつけ」の考え方（運営編）」をご参照ください。

開所日・開所時間

企業主導型保育施設における「病児保育事業」の開所日・開所時間の要件は、原則として「企業主導型保育施設の基本開所時間」と同じであることが望ましいです。

しかし、「週7日開所」「13時間開所」等のケースで基本開所時間全てに対応するのが困難な場合は、「週40時間」の開所時間を設定してください。例えば病児保育事業に配置する職員の労働時間が「週40時間」に満たない場合は複数の職員を配置する必要があります。

なお、企業主導型保育施設と病児保育の開所時間が異なる場合には事前に利用者に周知し、理解を得ておく必要があります。

通常保育との相違点

	通常保育	病児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)
基本 開所時間	原則、11時間開所・13時間開所とする	通常保育と同じであることが望ましい。難しい場合は「週40時間」の開所を下回らないこと（週7日未満開所・週6日未満開所の場合は、祝日がある週を除く）
職員配置	（必要な保育従事者数） 乳児：児童3人につき1人 1・2歳児：児童6人につき1人 3歳児：児童20人につき1人 4歳児：児童30人につき1人 上記を基に計算した数に1を加えた数	看護師等：児童10人につき1人 保育士：児童3人につき1人 （年齢による基準の差はありません） ※常に複数人による保育体制を確保
食事の 提供方法	原則自園調理だが、要件を満たすことで外部搬入による食事の提供を行うことが可能 （要件については「助成申請、運営にあたっての留意事項」101番参照）	「病児保育事業実施要綱」には調理室の設置が必要とされているため、自園調理が望ましい。調理室は通常保育の定員が19名以下の場合は調理設備に代えることが可能
保育料(利用 者負担額)	「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」別紙の利用者負担相当額を必要以上に超えてはならない	本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる
食費	0～2歳児：主食費のみ徴収可 3～5歳児：月額4,500円を目安に徴収可 使途・額・利用について書面での明示、利用者への説明・同意が必要	「保育料」同様に、本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる

病児保育事業の概要、実施場所及び職員の配置について

比較表

	病児対応型	病後児対応型	体調不良児対応型
概要	児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用の部屋で一時的に保育する事業	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用の部屋で一時的に保育する事業	児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業
対象	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているもの		当該企業主導型保育施設に通園している児童
実施場所	企業主導型保育施設に付設された専用の部屋（保育室・安静室） 病児対応型・病後児対応型を共に実施する場合は、それぞれに対して専用の部屋を設ける必要がある		企業主導型保育施設の医務室、事務室内の余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所
職員配置	病児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置 病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置 看護師等及び保育士の職員配置は、常駐を原則とする		看護師等を1名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とする 看護師等は常駐している必要がある

実施方法

「病児保育事業実施要綱」において

病児対応型及び病後児対応型については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れ、訪問の決定を行うこと。

と規定しており、保護者と企業主導型保育施設だけで病児保育の利用の判断を決定することが出来ません。また、

本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。

医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に適切に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師を予め選定すること。

としており、協力医療機関、医師との協力関係の構築が必要です。

病児保育事業実施要綱には、上記の他にも、医療機関でない施設が病児保育事業を実施する場合の対応等も記載されているので、十分に内容をご確認の上、運営を行ってください。

なお、通常預かりの児童が病児保育事業を利用した場合は、通常保育としては「病気による欠席」扱いとなり、「病児保育事業の利用児童」として報告する必要があります。

幼児教育・保育の無償化

市町村による施設等利用給付認定（2号・3号）を受けた企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が、「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）」を利用した場合、その利用料は「**施設等利用費**」の対象となります。

「施設等利用費」は、利用者からの請求に基づき市町村が給付することとなるため、企業主導型保育施設においては、これまでと同様、利用者から「病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）」の利用料を徴収することができます。

施設等利用費：施設等利用給付認定子ども（保育の必要性がある児童）が、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業等を利用したとき、**市町村から保護者に対して支給**される（3歳以上児の場合、上限3.7万円）。

※企業主導型保育事業の「施設利用給付費」とは異なります。

「病児保育事業」を実施する企業主導型保育施設において必要な事務

企業主導型保育施設が「病児保育事業」を実施する場合には、都道府県知事等に対して届出を行うこととなっています。これに加え、以下の事務が必要となります。

1. 市町村への確認の申請

市町村において、「病児保育事業」を実施する施設が、子育てのための施設等利用給付の対象施設に求める基準を満たしているかを確認する必要があります。施設所在地を管轄する市町村に対して、子ども・子育て支援法第58条の2の規定による「確認」の申請を行ってください。

※具体的な手続き方法等については、市町村に確認ください。

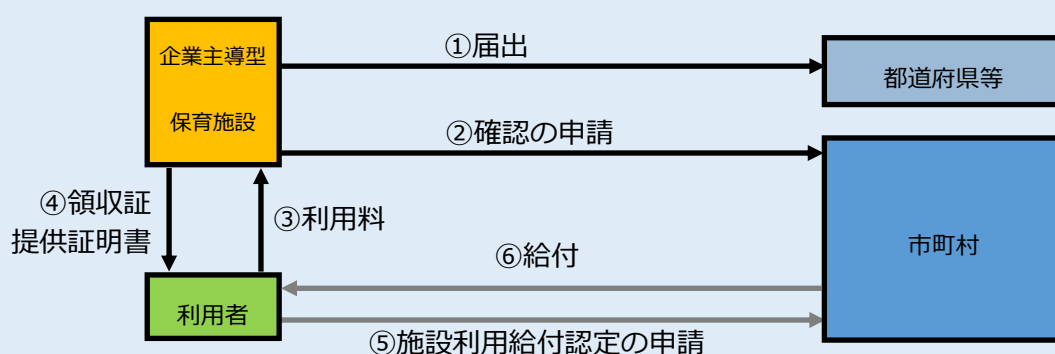
2. 利用者への「領収証」「提供証明書」の交付

「病児保育事業」の利用者が、市町村に施設等利用費の請求を行う際、「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を添付する必要があります。そのため利用者に対し、「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を交付する必要があります。

※「領収証」「提供証明書」は、国が示す様式を参照として作成してください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000514200.xlsx>)

「病児保育事業」の利用者への無償化手続きに関する業務フロー



業務委託を行っている場合

- 例) ○設置者：医療法人であり、病児保育事業の「看護師」を雇用し配置している
○実施形態：委託運営であり、病児保育事業の「保育士」を雇用し配置している

（注意） 病児保育事業の職員配置が「設置者の職員」と「委託運営会社の職員」のようになる状態では、設置者の職員と委託事業者の職員の間に指揮命令関係が生じることになります。場合によっては「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」等に抵触し、責任の所在が曖昧になり、労働者の雇用や安全衛生面など基本的な労働条件が十分に確保されない（いわゆる「偽装請負」）恐れがあります。各種法令を遵守した形での事業運営をお願い致します。

企業主導型保育施設における病児保育事業の「駆けつけ」の考え方 (運営編)

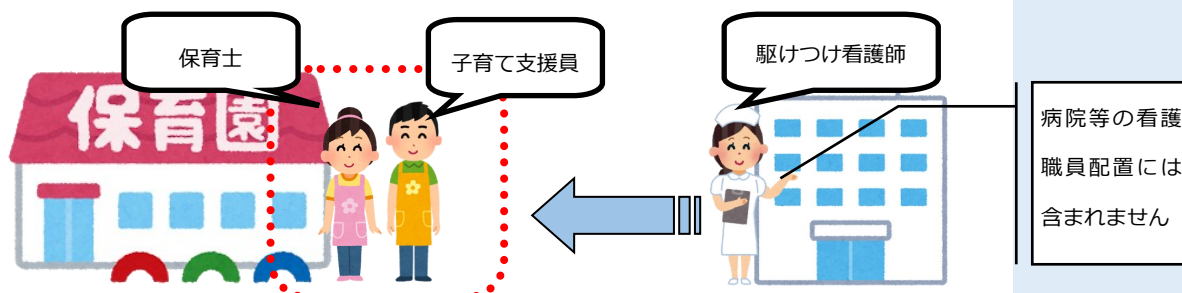
「病児保育事業実施要綱」において

保育士及び看護師等の職員配置については、**常駐を原則**とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

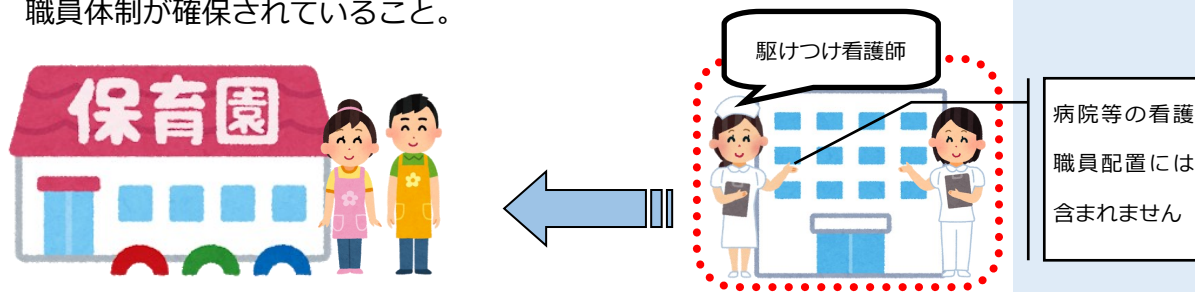
と規定しています。

企業主導型保育事業で認めている「駆けつけ」が可能なケースは、以下の職員配置が保育施設、病院等共に満たされている場合に限定しています。

- ①保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること（保育士が1名いれば子育て支援員も可）。



- ②看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。



上記のような「駆けつけ」を行う看護師等の常勤換算は、常勤職員の場合「1.0」になります。一方、病院等の基本診療料の施設基準等の従事者に含めることはできません。看護師等が病児保育に駆けつけた結果、病院等の基本診療料の施設基準を満たさなくなるような場合は**対象外**です（必要に応じて自治体等に照会することがあります）。

「令和２年度 助成申請、運営にあたっての留意事項」より

(2020年7月1日改正版)

〔132〕病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型を同時に実施する場合の職員の配置は、どのようにすべきでしょうか。

各々が別事業となりますので、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型ごとに要綱に定められた看護師等、保育士などの職員配置基準を満たしていただく必要があります。

なお、看護師等についてはそれぞれの事業について、常勤（常勤換算を含む。）職員を常駐しておく必要があります。ただし、例外として、病児対応型及び病後児対応型にあつては、児童がいない時間において、事業者が設置する近隣の医療機関・介護施設・保健施設にヘルプで入ることは可能です（当該医療機関等の看護師等の配置基準に含めて計算することはできません。）。その場合も利用児童が発生した場合には速やかに本来業務に戻る必要があります。また、体調不良児対応型の看護師等については常駐している必要があります。

〔133〕病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の開所時間の要件はありますか。

原則として、企業主導型保育施設の開所時間と同じであることが望ましいです。看護師等の配置の関係でそれが難しい場合にも週40時間以上の開所時間を設定する必要があります（ただし、長期の祝日（GWや年末年始など）がある月において、全ての祝日以外の日において「病児保育事業」を実施した場合であっても、週40時間以上の開所とならない場合には、当該月においては、週40時間未満の開所時間であっても差し支えありません）。

企業主導型保育施設と病児保育の開所時間が異なる場合には事前に利用者に理解を得ておく必要があります。

〔134〕病児・病後児保育事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施することとなっているが、何回程度実施すべきでしょうか。

回数を指定するものではないので、各事業所における状況に応じ、適宜実施してください。

〔135〕病児対応型や病後児対応型について、利用児童がいる時間帯でも看護師等の常駐を行わないことはできますか。

利用児童がいる時間帯には看護師等が常駐しているのが望ましいですが、①病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行い、②企業主導型保育施設が医療機関・介護施設・保健施設等の同一建物内・同一敷地内又は隣接地（道一本程度）にあり、病児保育担当看護師等が速やかに駆け付けられるものであって、③看護師等が常駐していない時間帯には複数の保育士等を配置している、という全ての要件を満たしている場合に限って、利用児童がいる時間帯でも看護師等の常駐を行わないとすることができます。その場合にも病児保育担当看護師等が医療機関・介護施設・保健施設で勤務するのはヘルプとしての扱いであり、当該医療機関等の看護師等の配置基準に含めて計算することはできません。

〔136〕 体調不良児対応型の看護師は、体調不良児がいない場合でも常駐する必要がありますか。

本事業を担当する看護師等は、実施保育所等における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うことから、体調不良児がいない場合であっても常駐が必要です。

〔137〕 病児保育事業（病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型）の対象を、自園の子どものみとしてもよろしいですか。

病児保育事業（病児対応型及び病後児対応型）の対象児童は、病気の回復期に至っていない又は病気の回復期であり、集団保育が困難な児童で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を対象としており、自園に通う児童のみを対象にしている事業ではなく、広く地域全体の児童を対象としている事業です。

また、病児保育事業（体調不良児対応型）は、自園を利用している児童のみを対象としている事業です《保育所に通所し、保育中に微熱を出す等体調が悪くなり、保護者が迎えにくるまでの間、緊急的な対応を実施する事業》。

したがって、最終的には設置者の判断とはなりますが、病児対応型及び病後児対応型については、施設の規模や地域の需要を鑑み、出来るだけ、自園の子どもに限らず、地域の子どもも対象とすることが望ましいです。

〔138〕 保育所等に登所する前からの体調不良児の場合は、病児対応型又は体調不良児対応型のどちらで対象となるのでしょうか。

保育所等に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型を利用するものではなく、病児対応型・病後児対応型を利用することになります。

〔139〕 病児保育事業を行うにあたって地方自治体への届出や医療機関との連携は必要ですか。

児童福祉法第34条の18の規定により、あらかじめ都道府県知事に届出を行う必要があります。

また、本事業の実施にあたっては、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、協力関係を構築しておく必要があります。特に病児対応型にあつては緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行っておく必要があります。

病児保育事業の事前確認

これから病児保育事業の実施計画を行う場合

企業主導型保育事業の新規募集に申請された方や、事業変更により新たに病児保育事業を検討されている方は、以下の手順で、事業実施の要件を満たしているかを十分に確認してください。要件を満たさない場合は、事業実施について再度検討いただく必要があります。

事前確認を怠り、助成申請後に事業を中止する等のようなことの無いよう、設置法人自らが管理する必要があります。なお、助成後に事業中止となった場合は、助成金の返還が必要になる場合があります。

病児保育事業は、体調のすぐれない児童を預かる大切な事業です。そのため、万が一症状が悪化した場合でも対応可能な職員体制、医療機関との連携等が必要です。実施に向けては十分な計画を策定し、事業を実施してください。

事前確認の方法

【STEP1】病児保育事業の実施に向けたフローチャート

フローチャートにより、「病児保育事業実施要綱」に記載されている〔設置基準〕〔職員配置〕が満たされているか確認を行います。条件を満たしていない場合、事業中止を含め、実施について再検討を行ってください。

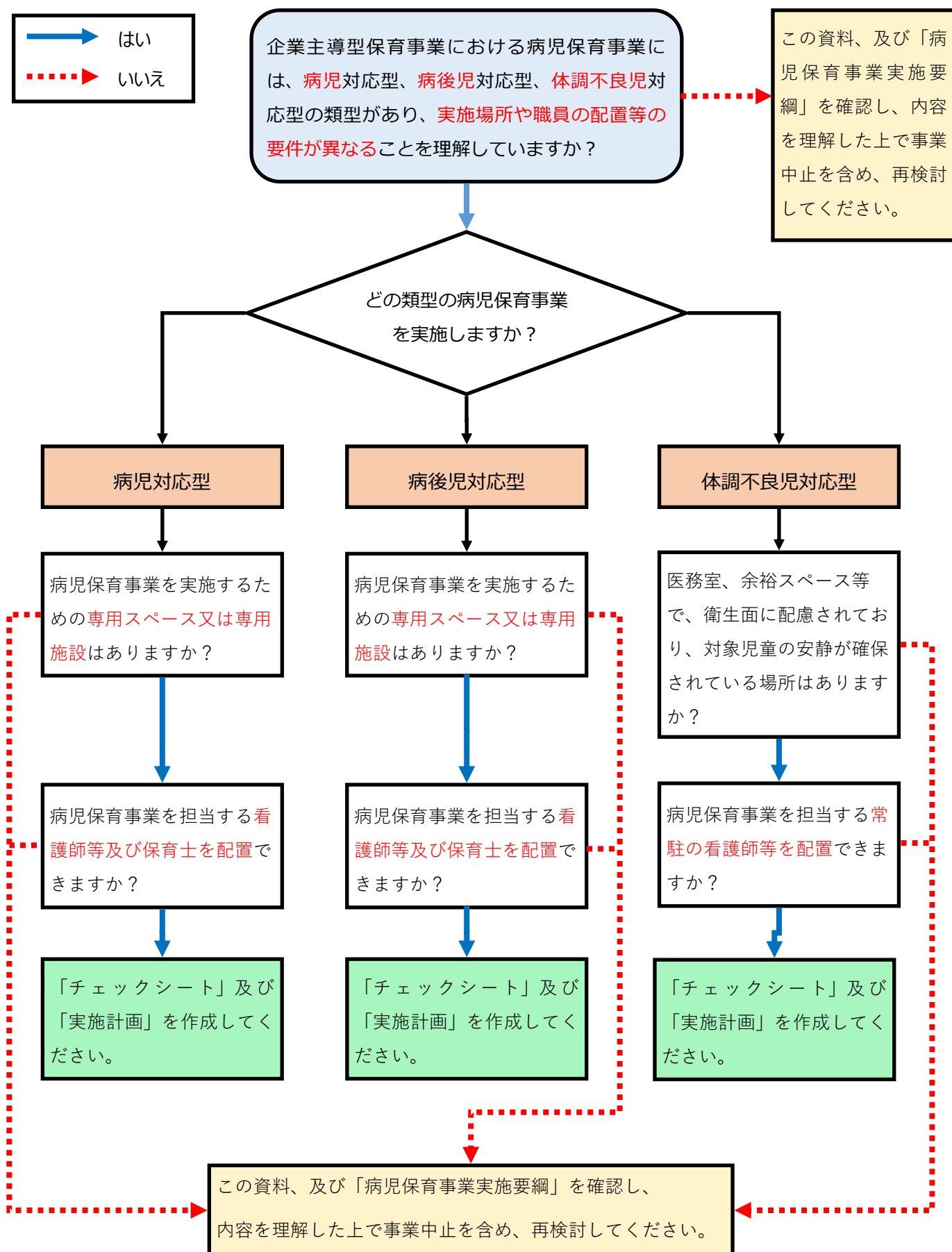
【STEP 2】病児保育事業の実施に向けたチェックシート（要提出）

本資料、および病児保育事業実施要綱を十分確認いただき、地方自治体との協議の結果も踏まえ、「（別添 1）病児保育事業の実施に向けたチェックシート」の確認をお願いします。

【STEP 3】病児保育事業実施計画書の作成（要提出）

策定した計画を基に別添の「（別添 2）病児保育事業実施計画書」にまとめます。

【STEP 1】病児保育事業の実施に向けたフローチャート



【STEP 2】病児保育事業の実施に向けたチェックシート

添付の「病児保育事業の実施に向けたチェックシート」のチェック項目を確認し、内容を達成したもののチェック欄（□）に「✓」を入れてください。申請に際しては、全てのチェック欄が「☑」である必要があります。

全てのチェック欄に「✓」が入りましたら、提出年月日・事業者名・助成申請番号・施設名を記載し、電子申請システム「助成申込」の【添付書類】欄に添付してください。

病児保育事業の実施に向けたチェックリスト

企業主導型保育事業助成申込書において、病児保育事業を実施する事業主体は、次の該当する事業についてのチェックリストの「確認する項目」欄の内容を確認してください。「確認する項目」欄の内容を達成した後に「チェック」欄に「✓」を記載して、「病児保育事業実施計画書」と合わせて提出してください。

③全ての項目を記入してから
添付してください。

提出年月日	
事業者名	助成申請番号
施設名	

チェック	確認する項目
☐	病児保育事業について、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の事業類型について理解できましたか。
☐	病児対応型、病後児対応型の病児保育事業には、専用スペース又は専用施設が必要なことを理解できましたか。
☐	病児対応型、病後児対応型の病児保育事業には、看護師等及び保育士を常駐させるなどの職員の配置が必要なことを理解できましたか。
☐	病児対応型、病後児対応型の病児保育事業を実施する事業主体は、常勤換算1人以上の看護師等及び保育士の確保について検討しましたか。
☐	病児対応型、病後児対応型の病児保育事業を実施する事業主体は、提携医と連携することなどの実現可能性について検討しましたか。
☐	病児対応型、病後児対応型の病児保育事業を実施する事業主体は、収支の予測について検討しましたか。
☐	病児対応型、病後児対応型の病児保育事業を実施する事業主体は、近隣の需要を踏まえるなど運営が可能かどうかについて検討しましたか。
☐	病児保育事業に関する資料（「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」「病児保育事業実施要綱」その他、地方自治体の実施要綱等）を読んで内容を確認しましたか。

①「確認する項目」の内容を
確認します

②「確認する項目」の内容を達成
し、「✓」を記入します

【STEP 3】病児保育事業実施計画書の作成

企業主導型保育事業 病児保育事業実施計画書

提出年月日 年 月 日

助成申請番号			
法人名			
保育施設名			
施設住所		電話	

1. 病児保育事業の実施内容(事業類型ごとに記載すること)

事業類型	☐ 病児対応型	☐ 病後児対応型	☐ 病児対応型
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
事業開始予定			
本事業児童定員	名	名	名
年間総利用見込数	名	名	名
本事業専用面積	m ²	m ²	m ²
内訳(保育室)	m ²	m ²	m ²
(安静室)	m ²	m ²	m ²
1人当たり面積(平均)	m ²	m ²	m ²
職員数	名	名	名
内訳(保育士)	名	名	名 ※常勤換算
(子育て支援員)	名	名	名 ※常勤換算
(その他)	名	名	名 ※常勤換算

2. 病児保育事業実施の目的

3. 本件事業のために従事する職員の確保方法

(医療機関名: (Tel:))

本計画書と共に下記を提出すること。

- ① 設置する地方自治体の一時預かり事業実施要綱、またはそれに代わるもの
- ② 地方自治体への届出を行ったことが確認できる書類(運営費助成申請時に提出)

提出される日(申請日)を記載します

助成決定迄の期間に連絡可能な電話番号を記載します

実施する事業類型に「✓」を記載します

通常保育の開所日と異なることもあるため、各事業類型の開所日を記載します

事業開始の年度内の利用見込数を記載します

各事業類型の「専用」面積とその内訳を記載します

各事業類型の(保育室÷児童定員)です。安静室などは含めないでください

各事業類型ごとの配置人数を記載します。内訳は「常勤換算」による配置人数です。各職員の常勤換算数の小数点第2位を四捨五入して、合計数を記載します

必ず事前に医療機関との協力関係を構築し、緊急受け入れ先を確保してください

②は、整備費での申請の場合、改めて運営費申請時に届出書類を提出してください

病児保育事業収支予算書

収入の部

科目	予算額	摘要
病児保育加算（運営費）		
基本分		年度内利用見込数： 人
加算分		利用料/日： 円
保護者からの利用料		
その他（以下に費目ごとに記載）		
計	円	

支出の部

科目	予算額	摘要
看護師等的人件費		看護師等： 人 年度内勤務日数： 日 勤務時間/日： 時間 時給換算： 円
保育士的人件費		保育士： 人 年度内勤務日数： 日 勤務時間/日： 時間 時給換算： 円
その他人件費		（ ）： 人 年度内勤務日数： 日 勤務時間/日： 時間 時給換算： 円
その他（以下に費目ごとに記載）		
計	円	

年間収支差額 円

病児保育事業の運営開始年の収支予算書としてください

予定している利用料の根拠となる1日あたりの利用料を摘要欄に記載します。利用見込数×利用料の金額を記載します

企業主導型保育事業費補助金実施要綱（別紙1）には「⑦病児保育加算」の項目があり、「基本分」と「加算分」の単価表が掲載されています。加算分の計算根拠となる「年間延べ利用児童数」を摘要欄に記載します。令和2年度以降の開所であっても、現在公開されている単価表を基に計算してください

年間収支差額は「収入の部合計額－支出の部合計額」により算出してください。仮にマイナスになったとしても、企業による費用負担により運営を行うことは可能です

人件費は「本人への給与支給総額×人数」の額を記載します。摘要欄にはそれぞれの情報を記載します。「その他人件費」には本事業運営の際予定している「看護師等」「保育士」以外の職員がいる場合に記載し、（ ）内に担当業務内容を記載します

一時預かり事業について

企業主導型保育事業の基準① 〔事業類型編〕

一時預かり事業の事業類型

一時預かり事業実施要綱において

(事業の内容)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

と規定しており、企業主導型保育事業において助成対象となる事業は、①一般型、②余裕活用型の事業類型があります。

一時預かり事業

①一般型

②余裕活用型

1つの企業主導型保育施設において、「一般型」と「余裕活用型」それぞれを運営することも可能です。

なお、一時預かり事業実施要綱において

(対象児童)

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。

と規定していますが、企業主導型保育事業の預かりサービス加算の場合は、保育所等の在籍児童であっても、合理的な理由があれば、一時預かりサービスを利用することは可能です。なお、地方自治体によっては利用できない場合がありますので、事前確認が必要です。

①一時預かり事業（一般型）とは

企業主導型保育事業の通常保育とは別に「一時預かり事業」としての定員を設けて行う事業です。

- ・「一時預かり事業一般型」としての定員を設ける必要があります。
- ・通常保育とは別に「一時預かり事業一般型」の利用人数に応じた保育従事者の配置が必要です。
- ・企業主導型保育事業の通常保育が休園となる日にも開園することが可能です。
- ・通常の保育室等とは別に定員に応じた「専用の保育室」の設置が必要です。

なお「保育室」は面積基準があります。

②一時預かり事業（余裕活用型）とは

企業主導型保育事業の通常保育の定員に余裕がある場合、その余裕部分を活用して「一時預かり事業」を行う事業です。

- ・余裕部分を活用した「一時預かり事業」のため、定員を定めることはありません。
- ・通常保育児童を含めた保育従事者の配置があれば、別途配置は不要です。
- ・企業主導型保育事業の基本の保育が休園となる日に開園することが出来ません。
- ・別途「保育室」の設置は不要で、通常保育の「保育室」を利用します。

余裕活用型の受入れについて

「余裕」とは「その日に在籍していない状態」を指します。「児童の欠席」分の枠を余裕活用することは出来ません。

例えば、病欠や都合による欠席があったとしても、その空き部分を活用することは出来ません。また、例えば午前中のみ契約している児童がいたとしても、午後からその空き定員を活用することは出来ません。

一方、「定型的な利用のない児童」の「未契約日」の活用は可能です。

一時預かり事業について

企業主導型保育事業の基準② 〔設置編〕

一時預かり事業一般型の設置基準

1. 面積基準について

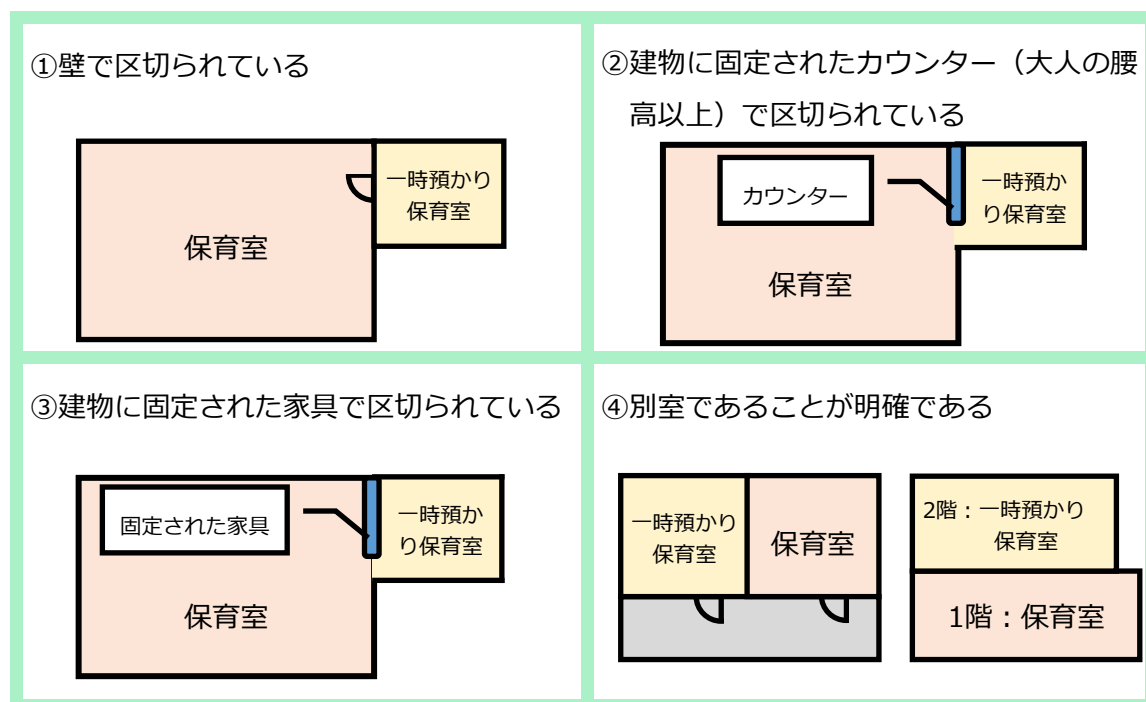
一般型の場合、専用の保育室が必要です。保育室には通常の保育室同様、面積基準があります。一般的には「2歳児未満：3.3㎡以上/人・2歳児以上：1.98㎡以上/人」で設置されています。一般型のみで定員20名以上の場合は以下の表をご参照ください。

	乳児・1歳児	2歳児以上
定員19名以下	3.3㎡以上/人	1.98㎡以上/人
定員20名以上	乳児室：1.65㎡以上/人 ほふく室：3.3㎡以上/人	

この面積基準は他の基準同様「有効面積」で考える必要がありますので、例えば本棚やロッカーなどを設置した場合は、その分の面積を含めずに計算する必要があります。

2. 他の部屋との区分方法

企業主導型保育事業で認めている他の部屋との区分方法は以下のとおりです。



専用の部屋を設ける必要のない基準の自治体もありますが、企業主導型保育施設で一時預かり事業一般型を運営する場合は、このように区分された専用の保育室が必要です。

一時預かり事業について

企業主導型保育事業の基準③ 〔運営編〕

一時預かり事業の職員配置

1. 一時預かり事業（一般型）の必要な保育従事者数は、通常保育の職員配置同様、児童の人数および年齢によって異なります。また「**原則として保育従事者2名を下回ることは出来ない**」「**保育士を1/2以上とすること**」とされています。

年齢区分	基準	計算① (小数点第2位切捨)	計算② (小数点第1位四捨五入)	備考
乳児(0歳)	3人につき1人	(児童数) × 1/3	(計算①の合計) + 1	計算②の半数は 「保育士」 とする
満1・2歳児	6人につき1人	(児童数) × 1/6		
満3歳児	20人につき1人	(児童数) × 1/20		
満4歳以上児	30人につき1人	(児童数) × 1/30		

2. 令和2年4月1日発布の「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」により、一時預かり事業（一般型）の職員配置の要件が変更されました。

(前略) 次のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員を一人とすることができること。

- (1) 一時預かり事業一般型と保育所等とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員が保育士であるとき
- (2) 当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型一時預かり事業が実施され、かつ、当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき

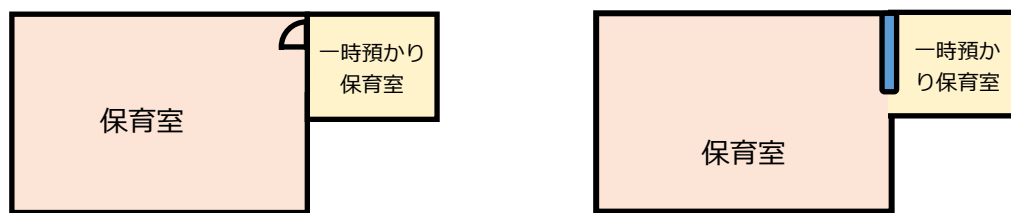
一般型において「職員1名」の配置が可能なのは、配置された職員が「保育士」の場合のみでしたが、省令改正により上記(1)または(2)に該当する場合は「**保育従事者**」1名での運営が認められることとなりました。

ポイント

保育従事者は「保育士及び子育て支援員」を指します。一時預かり事業一般型で、利用児童が1日あたり平均3人以下の場合に限り、「家庭的保育者（いわゆる保育ママ）」を保育士と見なすことができます。なお、看護師による「みなし保育士」は**対象外**です。

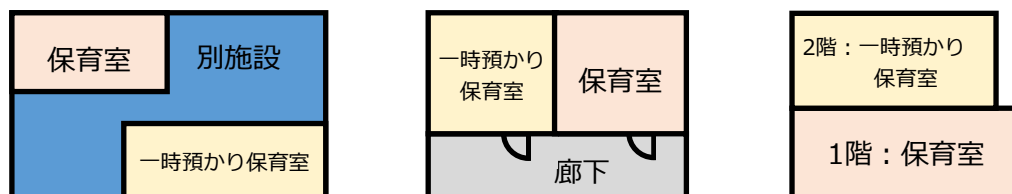
3. 企業主導型保育事業において（１）の「保育所等の職員による支援を受けることが出来る」状態は以下の要件を満たすことで「保育従事者１名」での運営が可能です。

通常保育が隣室で行われ、かつ保育施設以外を経由せずに行き来できること



以下の場合「保育従事者１名」による保育の要件を満たさないのでご注意ください。

保育室以外を経由しなければ行き来できない、または階が異なる



また、（２）の規定については、以下のとおりになります。

- ①「当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合であつて」

「１日あたり平均３人以下」については「年間利用人数÷年間開所日数」で計算します。そのため、結果的に「平均３人」を超えることが考えられます。この規定を適用するためには、計画的に事業を実施する必要があります。

- ②「企業主導型保育施設を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型一時預かり事業が実施され」

一般型であっても、例えば夕方の利用児童が少なくなった時間帯に通常保育が行われている保育室で保育を行うことは、運用上可能です。しかし、この場合でも「一時預かり事業一般型専用の保育室」が必要であることには変わりはありません。

- ③「当該一般型一時預かり事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けられることができるとき」

通常保育に配置されている保育士の支援を受けられる場合は、一時預かり事業一般型の職員配置は１名、かつ保育従事者による配置で条件を満たすことが可能です。

各事業の職員配置についてまとめると、以下のようになります。

①一時預かり事業一般型の職員配置の要件

- ・通常保育の保育従事者とは別に「一時預かり事業」専従の保育従事者（保育士・子育て支援員）を、児童の人数および年齢に応じて配置し、そのうち保育士を1 / 2以上とすること。
- ・原則として保育従事者の数は2名以上とすること。
ただし、企業主導型保育施設と一体的に事業を実施し、当該保育施設の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者1人としてすることが出来る。
- ・預かり児童が3人以下の場合は「家庭的保育者（保育ママ）」を保育士と見なすことが出来る。

②一時預かり事業余裕活用型の職員配置の要件

企業主導型保育施設の通常保育の利用児童数に余裕活用型の預かり児童数を加えた児童の人数および年齢に応じて配置し、そのうち保育士を1 / 2以上とすること。



幼児教育・保育の無償化

市町村による施設等利用給付認定（２号・３号）を受けた企業主導型保育施設の利用児童以外の児童が、「一時預かり事業（一般型）」を利用した場合、その利用料は「施設等利用費」の対象となります。一方、「一時預かり事業（余裕活用型）」は無償化の対象外です。

「施設等利用費」は、利用者からの請求に基づき市町村が給付することとなるため、企業主導型保育施設においては、これまでと同様、利用者から「一時預かり事業（一般型）」の利用料を徴収することができます。

施設等利用費：施設等利用給付認定子ども（保育の必要性がある児童）が、認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業等を利用したとき、**市町村から保護者に対して支給**される（３歳以上児の場合、上限3.7万円）。

※企業主導型保育事業の「施設利用給付費」とは異なります。

「一時預かり事業」を実施する企業主導型保育施設において必要な事務

企業主導型保育施設が「一時預かり事業（一般型）」を実施する場合には、都道府県知事等に対して届出を行うこととなっています。これに加え以下の事務が必要となります。

１．市町村への確認の申請

市町村において、「一時預かり事業（一般型）」を実施する施設が、子育てのための施設等利用給付の対象施設に求める基準を満たしているかを確認する必要があります。施設所在地を管轄する市町村に対して、子ども・子育て支援法第５８条の２の規定による「確認」の申請を行ってください。

※具体的な手続き方法等については、市町村にご確認ください。

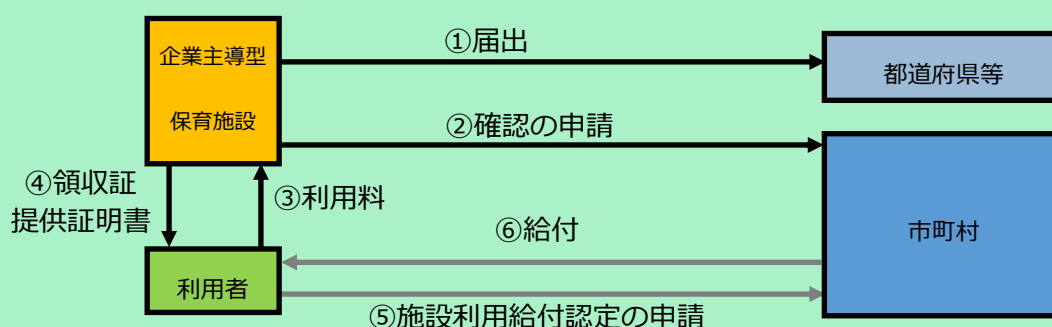
２．利用者への「領収証」「提供証明書」の交付

「一時預かり事業（一般型）」の利用者が、市町村に施設等利用費の請求を行う際、「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を添付する必要があります。そのため利用者に対し、「利用に係る領収証」及び「提供証明書」を交付する必要があります。

※「領収証」「提供証明書」は、国が示す様式を参照として作成してください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000514200.xlsx>)

「一時預かり事業」の利用者への無償化手続きに関する業務フロー



実施方法

1. 利用者

企業主導型保育施設における一時預かり事業は、保護者が家庭で養育している場合でも利用することが出来ます。そのため、利用に際して「保育の必要性の認定」は不要です。

また、「里帰り出産」等で一時的に里帰りする場合に保育が必要になった場合や、保育所や幼稚園等の在籍児童であり、通常通園している施設が閉園している場合も利用することが可能です（地方自治体によっては認められていない場合がありますのでご確認ください）。

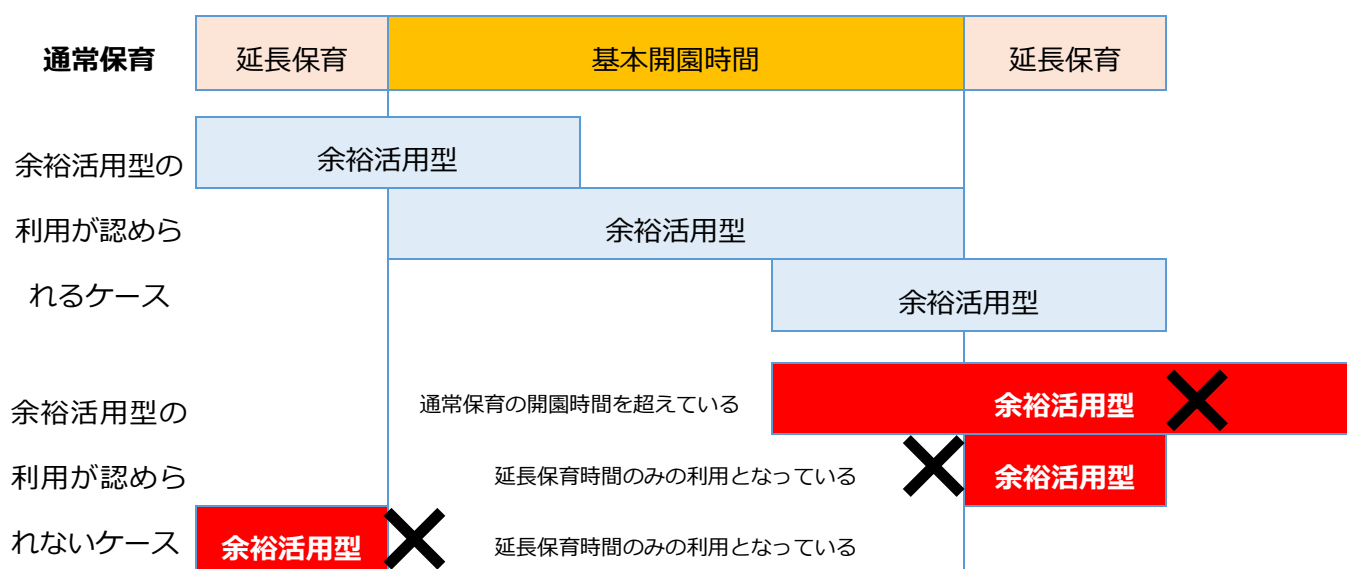
利用日数や利用時間に制限はありませんが、一日に複数回使用した場合においても「1回」として報告する必要があります。

2. 受け入れ可能時間

一時預かり事業（一般型）は通常保育とは別に「一時預かり事業」としての定員を設けて行う事業です。そのため、通常保育の開園時間と同等であることが望ましいですが、通常保育の開園日・開園時間外であっても事業を運営することが可能です。

一方、一時預かり事業（余裕活用型）は通常保育の定員に余裕がある場合、その余裕部分を活用して「一時預かり事業」を行う事業です。そのため、児童の利用時間が通常保育の基本開園時間（延長保育の利用可）内である必要があります。

※一時預かり事業（余裕活用型）の受け入れ可能時間の一例



そのため、上記のように通常保育の基本開園時間が含まれないケースや、通常保育の開園時間に、一時預かり事業（余裕活用型）において児童を受け入れることは出来ません。

3. 通常保育との比較

	通常保育	一時預かり事業 (余裕活用型)	一時預かり事業 (一般型)
開園日	週7日開所 週7日未満開所 週6日未満開所	通常保育と同一 通常保育が閉所している日の預かりは不可（通常保育利用児童が登園する日に予約したにもかかわらず、当該児童が全員欠席した場合はこの限りではない）	通常保育とは別に定めることが可能（通常保育の休園日にも開所可能）
利用時間	原則、11時間開所・13時間開所とする 別途延長保育の設定が可能	通常保育と同一 延長保育時間のみの利用は不可	通常保育と同じであることが望ましいが、通常保育の開所時間外であっても事業を運営することが可能
食事の提供	原則自園調理だが、要件を満たすことで外部搬入による食事の提供を行うことが可能 （要件については「助成申請、運営にあたっての留意事項101番参照）	通常保育の空き定員の活用なので自園調理が望ましい	「児童福祉法施行規則」には調理設備の設置が必要とされているため、自園調理が望ましい
保育料 (利用者負担額)	「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」別紙の利用者負担相当額を必要以上に超えてはならない	本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる（負担額の基準無し）	

一時預かり事業の概要、実施場所及び職員の配置について

比較表

	一時預かり事業 (余裕活用型)	一時預かり事業 (一般型)
概要	利用児童が定員に満たない保育施設で、空き定員部分のスペース、保育従事者によって実施	企業主導型保育施設の利用定員とは別に、一時預かり事業専用の保育室を設置して実施
幼児教育・保育の無償化	対象外	対象（施設等利用費として）
設備	通常保育の保育室等で保育を実施するため、別途設備不要	専用の部屋が必要（面積基準有り）
職員配置	通常保育の利用児童数に余裕活用型の預かり児童数を加えた児童の人数および年齢に応じて配置 (通常保育の職員配置規定に準ずる)	原則保育従事者2名の配置、かつ、保育士を1 / 2 以上配置 ●職員1名の配置を認める緩和規定 ①通常保育と一体的に運営され、通常保育配置の職員による支援を受けることができ、かつ、一時預かり事業一般型に従事する職員が保育士であるとき ②一時預かり事業を利用している児童数が一日当たり平均3人以下であり、通常保育が現に行われている保育室等において一時預かり事業が実施され、かつ、一時預かり事業を行うに当たって通常保育の保育士による支援を受けることができる とき（保育従事者1名の配置可）
助成方法	児童1人あたり基本分を人数分助成	企業主導型保育事業費補助金実施要綱別紙1「⑧預かりサービス加算」の単価表に沿って助成（児童1人以上の利用があれば「300人未満」の基準額を助成、300人を超えた利用があれば「300人以上900人未満」の基準額との差分を助成、以降利用児童数に応じ差分を助成）
加算	別途「特別支援児童加算」あり 児童1人あたり基本分を人数分助成	なし

「令和２年度 助成申請、運営にあたっての留意事項」より

(2020年7月1日改正版)

〔120〕 預かりサービス加算を受けるための要件を教えてください。また、一時預かりサービスの要件を満たしていれば1人の児童が午前、午後など1日に複数回利用することも可能ですか。

子ども・子育て支援新制度HP (<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>) に掲載されている「一時預かり事業の実施について」に定められている要件を満たしてください。なお、要件を満たしていれば1人の児童が1日に複数回利用することも可能ですが、その場合は1回の利用として算定します。

〔121〕 企業主導型保育事業において預かりサービス加算を受ける場合の、「一般型」と「余裕活用型」の違いを教えてください。

「一般型」は、企業主導型保育施設の利用定員の外で専用の一時預かりの保育室の設置及び保育士等配置を行い、一時預かりを実施する場合を対象とし、「余裕活用型」は、利用児童が定員に満たない保育施設が、空き定員部分のスペース、保育士によって一時預かりを実施する場合を対象としています。

〔122〕 一時預かり事業を行うにあたって地方自治体への届出は必要ですか。

児童福祉法第34条の12の規定により、あらかじめ都道府県知事に届出を行う必要があります。

〔123〕 一時預かり一般型の職員配置の特例について教えてください。

一時預かり一般型の保育従事者は「2名以上」とされておりますが、以下のいずれかの要件を満たすことで、保育従事者を1名とすることが可能です。

- ① 保育所等と一体運営しており、保育所等から保育従事者による支援を受けることが出来、かつ、一時預かり事業の従事者が保育士である場合
- ② 一時預かり事業一般型の日あたりの利用人数が3名以下であり、保育所等の現に保育を行われている保育室等で一時預かり事業一般型を実施しており、上記保育所等の保育士による支援を受けることが出来る場合

上記②に該当する状況にあるときは、一時預かり事業一般型の保育従事者は、保育士ではなく保育従事者（子育て支援員、家庭的保育者等）でも問題ありません。

〔124〕 余裕活用型の「特別支援児童加算」とはどのようなものですか。

令和2年4月1日改正の一時預かり事業実施要綱には、多胎児の「特別支援児童加算」の要件として「定員を超えて受け入れる場合で、かつ職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合」と記されています。保育所等では定員を超えての児童の受入れが可能です。企業主導型保育施設は定員を超えて児童を受け入れることが出来ません。そのため、障害児、多胎児を預かるために職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合に加算されます。

障害児とは「障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。」とされています。そのため確認資料は身体障害者手帳の他、特別児童扶養手当の受給者証や児童発達支援事業所等の障害児支援サービスの受給者証等でも結構です。また、多胎児は「双子」からとされており、同時に預かることは要件としておらず、1人の預かりであっても加算の対象となります。多胎児の確認にあっては、住民票等多胎児の事実が確認できる書類を確認し、資料として保管してください。

※赤字は、今後「令和2年度助成申請、運営にあたっての留意事項」に反映いたします。

一時預かり事業余裕活用型の「特別支援児童加算」について

令和2年度より、企業主導型保育事業の「一時預かり事業余裕活用型」に「特別支援児童加算」が設けられています。「一時預かり事業実施要綱」において

（前略）職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎児家庭の育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るために多胎児（以下「特別な支援等を要する児童」という。）を預かる施設に対し、次の要件を満たす場合には、別に定める加算を適用する。

- ア 障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。なお、障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- イ 多胎児を受け入れる施設において、当該多胎児を受け入れるために、③「設備基準及び保育の内容」の設備基準及び「④職員の配置」を遵守した上で、定員を超えて受け入れる場合で、かつ職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。

と規定しています。保育所等では厚生労働省通知「保育所への入所の円滑化について」によって定員を超えての児童の受入れが可能です。

一方、企業主導型保育事業では定員を超えて児童を受け入れることが出来ません。そのため、特別支援児童加算の基準は以下のようになります。

障害児、または多胎児を受け入れるために
職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合。

一時預かり事業の事前確認

これから一時預かり事業の実施計画を行う場合

企業主導型保育事業の新規募集に申請された方や、事業変更により新たに一時預かり事業を検討されている方は、以下の手順で、事業実施の要件を満たしているか、十分に確認を行ってください。要件を満たさない場合は、事業実施について再度検討いただく必要があります。

事前確認を怠り、助成申請後に事業を中止する等のようなことの無いよう、設置法人自らが管理する必要があります。なお、助成後に事業中止となった場合は、助成金の返還が必要になる場合があります。

家庭で子育てを行っている場合でも、出産、病気、冠婚葬祭、育児疲れなど、日常生活での突然の事情によって、一時的に家庭保育が困難となることがあります。一時預かり事業は、保護者が子どもを見ることが一時的に困難になった家庭のために行われる事業です。実施に向けては十分な計画を策定し、事業を実施してください。

事前確認の方法

【STEP1】一時預かり事業の実施に向けたフローチャート

フローチャートにより、「一時預かり事業実施要綱」に記載されている〔設置基準〕〔職員配置〕が満たされているか確認を行います。条件を満たしていない場合、事業中止を含め、実施について再検討を行ってください。

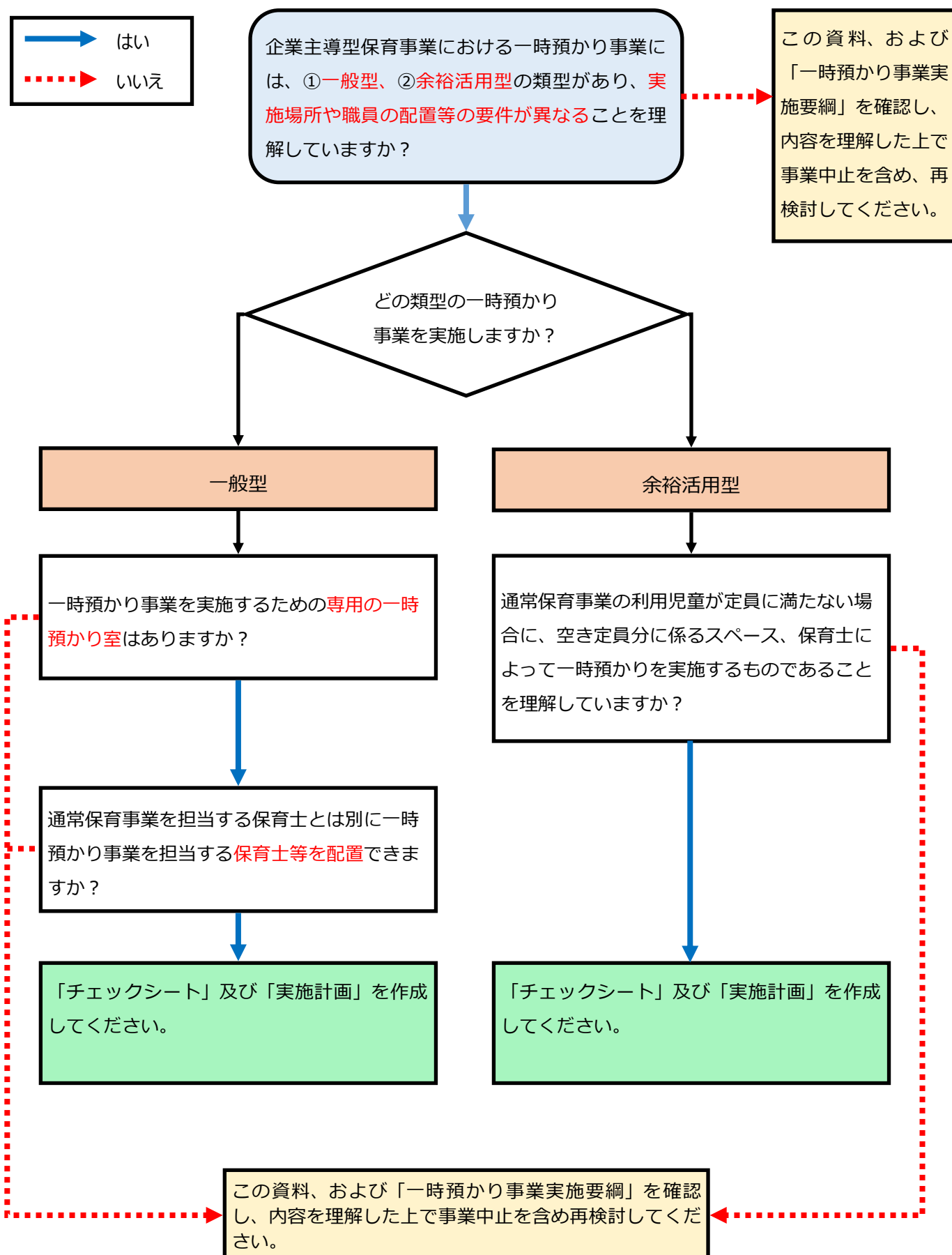
【STEP2】一時預かり事業の実施に向けたチェックシート（要提出）

本資料および一時預かり事業実施要綱を十分確認いただき、地方自治体との協議の結果も踏まえ、「（別添3）一時預かり事業の実施に向けたチェックシート」の確認をお願いします。

【STEP3】一時預かり事業実施計画書の作成（要提出）

策定した計画を基に別添の「（別添4）一時預かり事業計画書」にまとめます。

【STEP 1】一時預かり事業の実施に向けたフローチャート



【STEP 2】一時預かり事業の実施に向けたチェックシート

添付の「一時預かり事業の実施に向けたチェックシート」のチェック項目を確認し、内容を達成したもののチェック欄（□）に「✓」を入れてください。申請に際しては、全てのチェック欄が「☑」である必要があります。

全てのチェック欄に「✓」が入りましたら、提出年月日・事業者名・助成申請番号・施設名を記載し、電子申請システム「助成申込」の【添付書類】欄に添付してください。

一時預かり事業の実施に向けたチェックリスト

企業主導型保育事業助成申込書において、一時預かり事業を実施する事業主体は、次の該当する事業についてのチェックリストの「確認する項目」欄の内容を確認してください。「確認する項目」欄の内容を達成した後に「チェック」欄に「✓」を記載して、「一時預かり事業実施計画書」と合わせて提出してください。

③全ての項目を記入してから
添付してください。

提出年月日

事業者名

助成申請番号

施設名

チェック	確認する項目
☐	一時預かり事業について、一般型、余裕活用型の事業類型について理解できましたか。
☐	一般型の一時預かり事業には、専用の一時預かりスペースが必要なことを理解できましたか。
☐	一般型の一時預かり事業には、専任の保育従事者の確保が必要なことを理解できましたか。
☐	一般型の一時預かり事業を実施する事業主体は、専任の保育士の確保について検討しましたか。
☐	一般型の一時預かり事業を実施する事業主体は、収支の予測について検討しましたか。
☐	一般型の一時預かり事業を実施する事業主体は、近隣の需要を踏まえるなど運営が可能かどうかについて検討しましたか。
☐	一時預かり事業に関する資料（「企業主導型保育事業における病児保育事業及び一時預かり事業に関する確認事項」、「一時預かり事業実施要綱」その他、地方自治体の実施要綱等）を読んで内容を確認しましたか。

①「確認する項目」の内容を
確認します。

②「確認する項目」の内容を達成
し、「✓」を記入します。

【STEP 3】一時預かり事業実施計画書の作成

企業主導型保育事業 一時預かり事業計画書

提出年月日 年 月 日

助成申請番号		
法人名		
保育施設名		
施設住所	電話	

1. 一時預かり事業の実施内容(事業類型ごとに分けて記載すること)

事業類型	☐ 一般型	☐ 余裕活用型			
事業開始予定	年 月 日	年 月 日			
本事業児童定員		名		名	
年間総利用見込数		名		名	
本事業専用面積		m ²			
1人当たり面積(平均)		m ²			
職員数		名			
内訳(保育士)		名			※常勤換算
(子育て支援員)		名			※常勤換算
(その他)		名			※常勤換算

2. 一時預かり事業実施の目的

3. 本件事業のために従事する職員の確保方法

本計画書と共に下記を提出すること。

① 設置する地方自治体の一時預かり事業実施要綱、またはそれに代わるもの

② 地方自治体への届出を行ったことが確認できる書類（運営費助成申請時に提出）

提出される日（申請日）を記載します

助成決定迄の期間に連絡可能な電話番号を記載します

実施する事業類型に「✓」を記載します

通常保育の開所日と異なることもあるため、各事業類型の開所日を記載します

事業開始の年度内の利用見込数を記載します

一般型の「専用」面積を記載します

一般型の配置人数を記載します。内訳は「常勤換算」による配置人数です。各職員の常勤換算数の小数点第2位を四捨五入して、合計数を記載します

②は、整備費での申請の場合、改めて運営費申請時に届出書類を提出してください

一時預かり事業収支予算書

収入の部

科目	予算額	摘要
預かりサービス加算（運営費）		
一般型基本分		年度内利用見込数：人
余裕活用型基本分		年度内利用見込数：人
余裕活用型加算分		年度内利用見込数：人
保護者からの利用料		利用料/日：円
その他（以下に費目ごとに記載）		
計	円	

支出の部

科目	予算額	摘要
保育士人件費		保育士：人 年度内勤務日数：日 勤務時間/日：時間 時給換算：円
子育て支援員人件費		子育て支援員：人 年度内勤務日数：日 勤務時間/日：時間 時給換算：円
その他人件費		（ ）：人 年度内勤務日数：日 勤務時間/日：時間 時給換算：円
その他（以下に費目ごとに記載）		
計	円	

年間収支差額 円

一時預かり事業の運営開始年の収支予算書としてください

予定している利用料の根拠となる1日あたりの利用料を摘要欄に記載します。利用見込数×利用料の金額を記載します

企業主導型保育事業費補助金実施要綱（別紙1）には「⑧預かりサービス加算」の項目があり、「基本分」と「加算分」の単価表が掲載されています。加算分の計算根拠となる「年間延べ利用児童数」を摘要欄に記載します。令和2年度以降の開所であっても、現在公開されている単価表を基に計算してください

年間収支差額は「収入の部合計額－支出の部合計額」により算出してください。仮にマイナスになったとしても、企業による費用負担により運営を行うことは可能です

人件費は「（本人への給与支給総額×人数）」の額を記載します。摘要欄にはそれぞれの情報を記載します。「その他人件費」には本事業運営の際予定している「保育士」「子育て支援員」以外の職員がいる場合に記載し、（ ）内に担当業務内容を記載します